

## 仕様書

### 1 業務内容

笠田高校畜産汚水処理施設の産業廃棄物（汚泥）を収集、運搬を行い、処分場にて適切に処分をする。

### 2 収集、運搬及び処分する産業廃棄物の種類

汚泥

### 3 収集、運搬及び処分する産業廃棄物の予定数量

4t 吸引車 6車 予定数量 12m<sup>3</sup> (2m<sup>3</sup>×6回)

※予定数量は保証するものではなく、予定数量が増減しても、異議を申立てないものとする。

### 4 収集場所

香川県立笠田高等学校 中央農場

### 5 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとする。

### 6 その他留意する事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正かつ誠実に履行するものとする。
- (2) 収集・運搬及び処分業務が完了したときは、直ちに業務完了報告書を作成し、笠田高校へ提出する。ただし、業務完了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団員の構成員と社会的に避難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 当施設から中間処理施設まで収集運搬する際に必要な当該産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業の許可を都道府県知事又は保健所設置市長から受けている者であること。
- (5) 積替保管は法令に基づき、かつ業務委託期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、当該産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- (6) 都道府県知事又は保健所設置市長から当該産業廃棄物の産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者であること。
- (7) 都道府県知事又は保健所設置市長から当該産業廃棄物の産業廃棄物処分業（最終処分）の許可を受けている者、又は許可を受けている者と契約を締結していること。